

食品関連製造業の「稼ぐ力」の向上を支援します！

補助上限

700万円

補助率 1/2 以内

募集期間

令和6年 4月1日(月) ~ 令和6年 4月26日(金)

補助対象

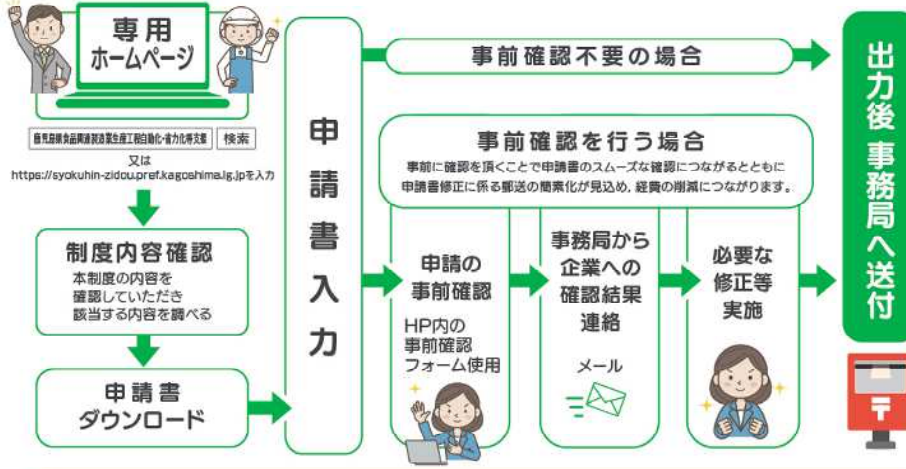
鹿児島県内に事業所を有する食品関連製造業を営む中小企業者

- 新たな需要の獲得に挑戦したい
- 機械化で人手不足を解消したい
- 自動化で生産効率UPしたい
- 品質・安全管理を見える化したい

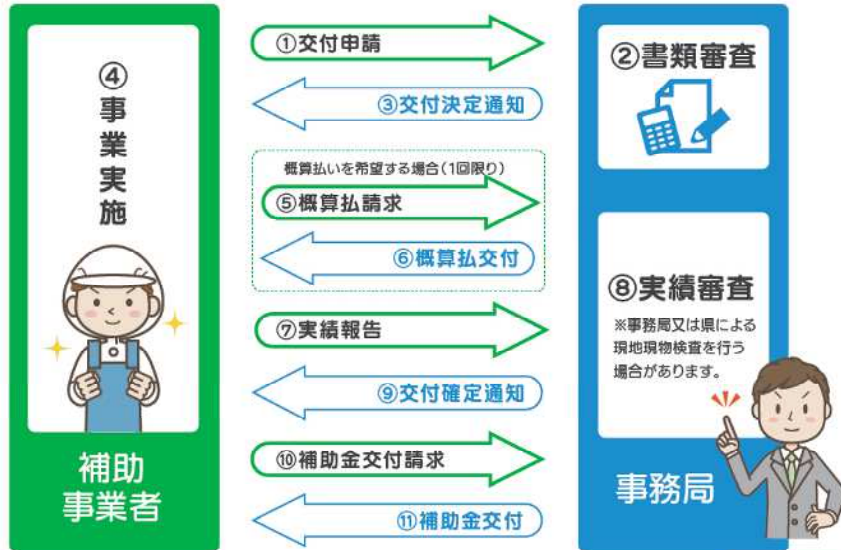


食品関連製造業者が行う生産工程の自動化・省力化等の取組を支援します！

申請方法



申請から補助金交付までの流れ



申請書はこちら

「食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業」事務局

住所: 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番(公社ビル4F 402-B号)
 電話: 099-201-4260 FAX: 099-201-6202
 (土日祝除く 午前9時~午後5時)

専用ホームページ <https://syokuhin-zidou.pref.kagoshima.lg.jp>
 E-mail r6syokuhinkanrenseizo.kagoshima@gmail.com



HPはこちら

問い合わせ先
 及び
 申請書郵送先

食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業

はじめに

食品関連製造業者の生産性を高め、競争力の強化を図るため、生産工程の自動化・省力化等による生産効率の向上や、新たな需要獲得に必要な機械装置の導入等の取組を支援します。

補助対象者

鹿児島県内に事業所を有する食品関連製造業^{※1}を営む中小企業者^{※2}

※1 食品関連製造業：日本標準産業分類(令和5年7月27日総務省告示第256号)における食料品製造業(中分類番号09)及び飲料・たばこ・飼料製造業(中分類番号10)に属する事業を営む者
(総務省 HP https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf)

※2 中小企業者：中小企業支援法第2条に規定する中小企業者

業種	定義
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主

補助率及び補助上限額等

補助率 対象経費の1/2以内 補助上限額 700万円

※審査の上、予算の範囲内で支援します。

※1事業者につき採択は1件までです。同一事業者による複数申請はできません。

補助対象経費

- 人手で行っている作業の自動化や既存の生産工程の省力化、作業効率化、生産能力の増強等のための機械装置等の導入等に係る経費
- 遠隔での製造モニタリングや品質管理・安全管理の見える化等のためのシステム等の導入等に係る経費
- 新たな需要が見込める商品への展開のために必要となる機械装置等の導入等に係る経費

経費区分	機械装置等導入費 ^{※1} 、工事費 ^{※3} 、コンサル費、その他
	※1 単なる老朽化設備の更新は対象外です。 ※2 汎用性の高い機器は、対象事業の用途にのみ使用し、他の用途での使用(目的外使用)が無いと整理できる場合のみ対象となる。 ※3 基礎工事等を伴わない簡易的なものに限る。

※補助対象経費は、上記のうち、令和6年3月22日から令和7年2月28日までに実施し、かつ同日までに支払いがなされたものとします。

※交付決定前に完了している事業は、補助対象になりません。

※詳しくはHPをご覧ください。

補助事業の要件

補助事業は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 以下の要件をすべて満たす3年程度(補助期間を含む)の事業計画を作成し、実行すること。
 - 次に掲げる事項に着目したものとすること。
 - ①本事業の取組(機械装置等の導入)のみならず、全体としてどのように生産効率の向上や付加価値の向上に取り組むか。
 - ②上記の取組を通じて、農林水産業や観光業等の県内経済にどのような波及効果を生み出すか。
 - 事業計画期間において、付加価値額^{※1}又は労働生産性^{※2}を年率平均3%以上増加させること。
 - ※1 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
 - ※2 労働生産性 = (売上 - 原価) / (従業員数 × 年間の平均労働時間)
 - 申請時における従業員数を事業計画期間中維持すること。
- 事業成果を公表することに同意すること。

主な審査項目

- 事業の目的・内容的確性
- 期待される効果
(生産効率や付加価値の向上、農林水産業や観光業等の県内経済への波及効果等)
- 実現可能性・スケジュール
- 事業の優位性
- 収支計画の妥当性

審査上の考慮点 以下に該当する企業は審査で考慮します。



スケジュール

事業の募集	令和6年4月1日(月)～令和6年4月26日(金) 郵送必着
採択審査	令和6年5月中旬～下旬
交付決定	令和6年5月下旬～6月上旬
事業実施期間	令和6年3月22日(金)～令和7年2月28日(金)
実施報告	補助事業完了後10日以内、又は令和7年3月1日(土)のいずれか早い日までに実績報告書を提出

申請方法

申請方法 提出書類を応募先まで郵送により提出してください。※ファックスや電子メールでの申請は受付いたしません。

提出書類 ①交付申請書(第1号様式) ②事業計画書(第1号様式 別紙1) ③付加価値額・労働生産性の増加計画(第1号様式 別紙2) ④収支予算書(第1号様式 別紙3) ⑤会社の実態が分かる書類(履歴事項全部証明書等) ⑥補助対象経費の積算が確認できる書類(見積書等) ⑦従業員数が確認できる書類(ハローワークが発行する「事業所台帳異動状況照会」等) ⑧従業員一人当たりの年間平均労働時間の算出方法を記載した書類(任意様式) ⑨「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書(申請日以前3ヶ月以内) ⑩直近の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書) ⑪その他参考となる書類(会社の事業内容が分かる会社パンフレット等)
※①～④の提出書類については、「事業計画書作成のポイント」をよく読んで作成してください。

提出部数 各1部

※書類は、原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所までクリップ止めてください。(ホチキス止めは不可)

※ご提出いただいた書類は、原則返却いたしませんので、税申告等で原本が必要な書類については必ずコピーを提出してください。